

# 運 営 規 程

【短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）】

介護老人保健施設  
フィオーレ湘南真田

令和6年4月1日

## 介護老人保健施設 フィオーレ湘南真田 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人社団湘風会が開設する介護老人保健施設フィオーレ湘南真田（以下「当施設」という。）が実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンスに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 フィオーレ湘南真田
- (2) 開設年月日 平成23年8月1日

- (3) 所在地 神奈川県平塚市真田3丁目1番1号
- (4) 電話番号 0463-75-8802 FAX番号 0463-75-8816
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1452080059号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

※令和5年6月1日現在

- (1) 管理者 1人
- (2) 医師 1人
- (3) 薬剤師 0.4人以上
- (4) 看護職員 9.7人以上
- (5) 介護職員 24.3人以上
- (6) 支援相談員 1人以上
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1人以上
- (8) 管理栄養士 1人以上
- (9) 介護支援専門員 1人以上
- (10) 事務・施設管理職員
  - ・事務長 1人以上
  - ・事務員 1人以上
  - ・施設管理 1人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画を立案する。
- (10) 事務員は、施設の事務全般と施設の管理および送迎を行なう。また、状況に応じて他部門の業務を支援する。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実利用者数を差し引いた数とする。

(事業の内容)

第8条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下とおりとす。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、重要事項説明書をご覧ください。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとす。

平塚市（真田・金目・岡崎・真土・豊田・寺田縄・広川・めぐみが丘・吉沢・御殿  
長持・中原・入野・根坂間・千須矢・纏・城所・小鍋島・飯島・片岡・徳延  
日向岡・入部・公所・ふじみ野）  
秦野市（鶴巻・北矢名・南矢名・上大槻・下大槻）  
伊勢原市（伊勢原・東大竹・上平間・下平間・板戸・大住台・坪ノ内・桜台・岡崎  
串橋・笠窪・鈴川・神戸・白根・沼目）

(身体拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げ

る事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 当施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第14条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (2) 面会時間（時間厳守とする）  
平日（10時～19時） 日祭日、年末年始（10時～17時）  
面会時は、1階の事務所受付にて面会簿の記入をすることとする。
- (3) 喫煙、飲酒および食べ物の持込について  
喫煙、飲酒については原則禁止する。  
食べ物の持込については、ご家族などが一緒に召し上がる場合は2・3階談話コーナー及び1階職員食堂をご利用いただくこととする。（1階食堂は14:00～17:00の間）
- (4) 設備・備品の利用  
施設内の設備・備品の利用の際は職員に許可を得ることとする。  
その他、危険防止のため屋上、浴室、機械室等への立ち入りは原則禁止する。
- (5) 所持品・備品等の持ち込み  
所持品・備品の持ち込みは、備え付けの家具の収納範囲とする。  
刃物等危険物と認識した物の持ち込みは禁止する。  
また、多床室へのテレビの持ち込みは可能とする。オーディオ機器等の持ち込みは、他の利用者に迷惑がかからないように、イヤホンをお持ちいただくこととする。
- (6) 金銭・貴重品の管理  
金銭・貴重品の持ち込みは原則禁止する。  
紛失・盗難については施設側で責任を負わないこととする。
- (7) 外泊時等の施設外での医療機関での受診は必ず事務所へ連絡することとする。
- (8) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (9) 他利用者への迷惑行為も禁止する。

（非常災害対策）

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 2 防火管理者には、資格保有者の中から管理者が任命する。
- 3 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- 4 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 5 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

- 6 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 7 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - (1) 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - (2) 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
  - (3) 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
- 8 当施設は、7に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
- 9 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 第16条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行い家族・行政への報告をすみやかに行うものとする。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
  - 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
  - 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（職員の服務規律）

- 第17条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- 2 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
  - 3 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
  - 4 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

- 第18条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

- 第19条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める当施設の就業規則による。

（職員の健康管理）

- 第20条 当施設職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

- 第21条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理

に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(5) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第22条 当施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。また、入職時において、職員より誓約書の提出を求め、同様の内容を確約させる。

（勤務体制の確保）

第23条 当施設は、利用者に対し、適切な短期入所療養介護（介護予防）サービス提供ができるように、職員の勤務体制を定めておかななければならない。

2 当施設は、当該施設の職員によって短期入所療養介護（介護予防）サービス提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 当施設は、職員の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（受給資格等の確認）

第24条 当施設は、短期入所療養介護（介護予防）サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者資格、要介護認定（要支援認定）の有無及び要介護認定（要支援認定）の有効期間を確かめるものとする。

（食事の提供）

第25条 当施設は、利用者に対して次のとおり食事の提供を行う。

(1) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状況、病状及び嗜好を考慮したものとする。また、適切な時間に提供するものとする。

(2) 利用者の食事は、その利用者の自立の支援に配慮し、また低栄養状態の予防・改善を通じて利用者の生活機能の生活機能の維持・改善や尊厳ある自己実現に寄与する。

（苦情への対応）

第26条 当施設は、提供した施設サービスに関し、利用者または家族等から申し出のあった苦情または相談に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 当施設は、苦情または相談の内容を検証し、関係者協議の上改善に努めるものとする。

- また、検証・協議の経過及び結果等の記録を残し、以降の対応に活かすものとする。
- 3 前2項に掲げる措置を適切に実行するため苦情を受け付けるための窓口を設置する。  
窓口の詳細については別に定める重要事項説明書による。

(職員の会議、研修)

- 第27条 管理者、その他利用者の処遇に関する全ての職員は、定期的に施設運営会議と連絡会議を開き、職員の意思の統一や伝達を行うとともに、利用者の正確な状況を把握し、問題点、課題に対する討議を行うことにより、利用者の処遇の向上に努めなければならない。
- 2 施設長、その他全ての職員は、利用者の処遇向上のために研修等に積極的に参加し、職務遂行能力の水準を維持し、向上させるよう努めなければならない。
  - 3 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について認知症介護基礎研修を受講させるよう努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第28条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
  - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第29条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、利用定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
  - 3 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団湘風会の理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成23年8月1日より施行する。

- ・料金表の変更について、平成24年12月31日より施行する。
- ・料金表の変更について、平成26年4月1日より施行する。
- ・運営規程の変更について、平成27年8月1日より施行する。
- ・運営規程の変更について、平成31年3月20日より施行する。
- ・運営規程の変更について、令和元年5月1日より施行する。
- ・運営規程の変更について、令和3年4月1日より施行する。
- ・運営規程の変更について、令和5年7月1日より施行する。
- ・料金表の変更について、令和6年4月1日より施行する。